

各事業所管理者 様

三好市長 黒川 征一
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業における暫定ケアプランの留意事項について (通知)

日頃は、当センターの事業推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市及び東みよし町、みよし広域連合と協議をいたしまして、標記の件について、別紙のとおり介護予防・日常生活支援総合事業における暫定ケアプランの留意事項をまとめましたので、適切な対応をお願いいたします。

参考

1. 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン (P75 (3) 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項)

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センターによって行われるものであり、指定介護予防支援事業所により行われる指定介護予防支援とは異なる。また、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。予防給付において自己作成している場合は、現行制度と同様、市町村の承認が必要である（介護給付と異なる）が、加えてサービス事業を利用する場合は、必要に応じ、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつないでいくことが適当である。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A (平成27年3月31日版第4問4)

基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランにもとづいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上になったことによる全額自己負担を避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うのか、事業対象者のまま取り扱うのかによって、以下の考え方となる。

- ①要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ②事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

みよし地域包括支援センター
0883-72-5877